第98回 定時株主総会
招集ご通知

開催概要

＜日時＞
2023年６月28日（水）
午前10時　（受付開始　午前９時）

＜場所＞
東京都千代田区岩本町一丁目10番５号
TMMビル　８階
日本高周波鋼業株式会社　会議室

Contents

招集ご通知……1
株主総会参考書類……5
事業報告……14
決議事項
　第１号議案……剰余金の処分の件
　第２号議案……取締役７名選任の件
　第３号議案……補欠監査役１名選任の件

日本高周波鋼業株式会社
証券コード　5476

（証券コード 5476）
（発送日）2023年６月９日
（電子提供措置の開始日）2023年６月２日

株　主　各　位

東京都千代田区岩本町一丁目10番５号
日本高周波鋼業株式会社
代表取締役社長　藤　井　晃　二

第98回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第98回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
http://www.koshuha.co.jp/ir/syousyu.html

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/5476/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本高周波鋼業」または「コード」に当社証券コード「5476」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2023年６月27日（火曜日）午後５時45分（営業時間の終了時）までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　　2023年６月28日（水曜日）午前10時

2．場　　所　　東京都千代田区岩本町一丁目10番５号
TMMビル　８階　日本高周波鋼業株式会社　会議室

3．株主総会の目的である事項

報 告 事 項
1. 第98期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第98期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、代理人は議決権を有する他の株主１名とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を当日に会場受付にご提出ください。

以　上

●当日ご出席の場合は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
●書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
1.連結計算書類の「連結注記表」
2.計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
●当日当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年６月27日（火曜日）
午後５時45分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年６月27日（火曜日）
午後５時45分入力完了分まで

株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2023年６月28日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

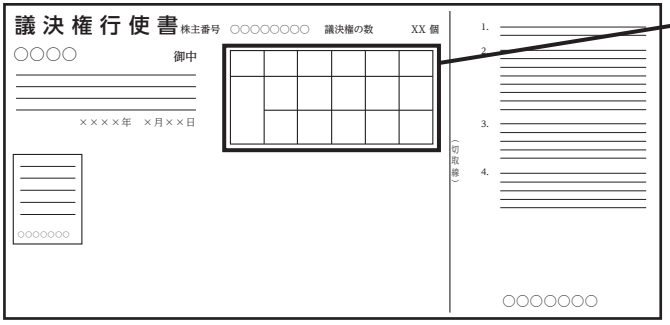

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・３号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

※議決権行使書用紙はイメージです。

■書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
■書面により議決権を行使された場合の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

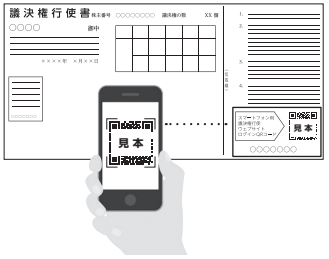

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

（受付時間　年末年始を除く9:00～21:00）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、業績の水準や配当性向とともに、持続的成長のための投資資金としての内部留保も考慮し、安定的・継続的な配当を行うことを方針としております。

第98期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに内部留保を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
　　金銭

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株当たり金５円　　総額　73,275,010円

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　　2023年６月29日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役７名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位・担当		
1	小椋 大輔（おぐら だいすけ）	専務執行役員　社長補佐	新任	
2	下野 茂治（しもの しげはる）	専務執行役員　グループ品質保証の担当および富山製造所長	新任	
3	小野寺 謙司（おのでら けんじ）	取締役常務執行役員　営業本部長 （兼）大阪支店長	再任	
4	村越 久人（むらこし ひさと）	取締役常務執行役員　グループコンプライアンスの担当、監査室の担当および総務企画本部長（兼）同本部管理部長	再任	
5	三枝　功（さいぐさ いさお）	取締役（非常勤）	再任	
6	宮島 哲也（みやじま てつや）	社外取締役（非常勤）	再任	社外 独立
7	長野 寛之（ながの ひろゆき）	社外取締役（非常勤）	再任	社外 独立

候補者番号 1

小椋 大輔（おぐら だいすけ）（1968年12月29日生）

■所有する当社株式の数
0株

新任

略歴ならびに当社における地位および担当

1993年４月	株式会社神戸製鋼所入社
2015年４月	同社鉄鋼事業部門神戸製鉄所線材条鋼技術部担当部長（兼）鉄鋼事業部門神戸製鉄所線材条鋼技術部条鋼技術室長
2016年４月	同社鉄鋼事業部門加古川製鉄所線材条鋼技術部長
2018年４月	同社鉄鋼事業部門加古川製鉄所副所長
2020年４月	同社鉄鋼アルミ事業部門加古川製鉄所副所長（理事）（兼）鉄鋼アルミ事業部門加古川製鉄所計画室長
2021年６月	同社執行役員
2023年４月	当社専務執行役員　社長補佐（現在に至る）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

選任の理由

親会社である株式会社神戸製鋼所に入社以来、主に技術部門に従事し、同社加古川製鉄所線材条鋼技術部長、同製鉄所副所長および同社執行役員を経て、現在は当社専務執行役員を務めており、鉄鋼関連事業の豊富な経験と実績から、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

下野 茂治（しもの しげはる）（1962年８月29日生）

■所有する当社株式の数
6,600株

新任

略歴ならびに当社における地位および担当

1986年４月	株式会社神戸製鋼所入社
2012年７月	同社鉄鋼事業部門加古川製鉄所設備部担当部長
2014年６月	同社鉄鋼事業部門神戸製鉄所計画室担当部長（兼）鉄鋼事業部門加古川製鉄所設備部担当部長
2015年４月	同社鉄鋼事業部門加古川製鉄所計画管理部担当部長
2018年10月	当社設備部担当部長
2019年６月	当社取締役　富山製造所副所長（兼）同製造所設備部長
2020年６月	当社執行役員　グループ品質保証の担当および富山製造所副所長（兼）同製造所設備部長
2021年４月	当社常務執行役員　グループ品質保証およびものづくりの担当および富山製造所副所長（兼）同製造所技術部長
2023年４月	当社専務執行役員　グループ品質保証の担当および富山製造所長（現在に至る）

重要な兼職の状況

エヌケイ精工株式会社　代表取締役社長(非常勤)

選任の理由

親会社である株式会社神戸製鋼所において、主に設備部門ならびに計画管理部門に従事し、当社では富山製造所設備部長、技術部長を経て、現在は当社専務執行役員　富山製造所長を務めており、製造全般の知見と経験を有していることから、富山製造所の経営幹部としての機能および営業・総務企画などの監督面を期待できることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3 | 小野寺 謙司（おのでら けんじ）（1964年３月６日生）　■所有する当社株式の数 9,300株　再任

略歴ならびに当社における地位および担当

1987年４月	当社入社
2010年４月	当社営業本部条鋼営業部担当部長
2011年４月	当社営業本部条鋼営業部長
2016年６月	当社営業本部工具鋼営業部長
2017年４月	当社営業本部工具鋼営業部長（理事）
2018年６月	当社取締役　営業本部副本部長（兼）大阪支店長
2020年６月	当社執行役員　工具鋼関連事業の担当および営業本部副本部長（兼）大阪支店長
2021年４月	当社執行役員　営業本部長（兼）大阪支店長
2021年６月	当社取締役執行役員　営業本部長（兼）大阪支店長
2022年４月	当社取締役常務執行役員　営業本部長（兼）大阪支店長（現在に至る）

重要な兼職の状況

高周波精密株式会社　取締役（非常勤）
株式会社カムス　取締役（非常勤）
麦卡発商貿（上海）有限公司　董事長（非常勤）

選任の理由

当社に入社以来、主に営業部門に従事し、条鋼営業部長、工具鋼営業部長および営業本部副本部長を経て、現在は取締役常務執行役員　営業本部長を務めており、当社における豊富な業務経験と、鉄鋼業界における見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **4** むらこし ひさと **村越 久人**（1961年1月1日生）

■所有する当社株式の数 11,800株

再任

略歴ならびに当社における地位および担当

1983年 4 月	株式会社神戸製鋼所入社
2013年 3 月	同社真岡発電プロジェクト推進部担当部長
2014年 6 月	同社電力事業企画推進本部担当部長
2017年 4 月	当社管理部担当部長
2018年 6 月	当社管理部長（理事）
2019年 6 月	当社取締役　総務企画本部副本部長（兼）同本部管理部長
2020年 6 月	当社執行役員　総務企画本部副本部長（兼）同本部管理部長
2021年 4 月	当社執行役員　グループコンプライアンスの担当、監査室の担当および総務企画本部長（兼）同本部管理部長
2021年 6 月	当社取締役執行役員　グループコンプライアンスの担当、監査室の担当および総務企画本部長（兼）同本部管理部長
2022年 4 月	当社取締役常務執行役員　グループコンプライアンスの担当、監査室の担当および総務企画本部長（兼）同本部管理部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

高周波鋳造株式会社　監査役（非常勤）

選任の理由

親会社である株式会社神戸製鋼所において、主に企画管理部門に従事し、同社電力事業企画推進本部担当部長を経て、現在は当社取締役常務執行役員　グループコンプライアンスの担当、監査室の担当および総務企画本部長を務めており、当社の財務ならびに経営管理全般の知見を有していること、および営業・製造・開発面などの監督機能を期待できると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **5** さいぐさ いさお **三枝　功**（1968年7月16日生）

■所有する当社株式の数 0株

再任

略歴ならびに当社における地位および担当

1992年 4 月	株式会社神戸製鋼所入社
2006年 9 月	同社鉄鋼部門原料部原料企画室主任部員
2009年 7 月	同社鉄鋼部門鉄鋼総括部主任部員
2014年 4 月	同社鉄鋼事業部門神戸製鉄所経理室主任部員
2016年 4 月	同社鉄鋼事業部門加古川製鉄所経理室長
2021年 4 月	同社鉄鋼アルミ事業部門管理部総括グループ長
2022年 4 月	同社鉄鋼アルミ事業部門企画管理部統括グループ長（現在に至る）
2022年 6 月	当社取締役（非常勤）（現在に至る）

重要な兼職の状況

株式会社神戸製鋼所　鉄鋼アルミ事業部門企画管理部統括グループ長

選任の理由

親会社である株式会社神戸製鋼所において、鉄鋼事業部門での経理部門及び管理部門の経験を経て、現在は同社鉄鋼アルミ事業部門企画管理部統括グループ長および当社取締役を務めており、当社の事業運営全般に対する監督機能を期待できると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 6 | 宮島 哲也（みやじま てつや）（1970年４月10日生）

■所有する当社株式の数
0株

再任 | 社外 | 独立

略歴ならびに当社における地位および担当

1997年４月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 梶谷綜合法律事務所入所 （現在に至る）
2014年４月	第一東京弁護士会　監事
2016年６月	当社社外取締役（非常勤） （現在に至る）
2020年12月	日本調理機株式会社　社外取締役
2022年12月	日本調理機株式会社　社外取締役監査等委員 （現在に至る）

重要な兼職の状況

梶谷綜合法律事務所　弁護士
日本調理機株式会社　社外取締役監査等委員

選任の理由および期待される役割の概要

同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての知見を活かして、特に会社経営の監督機能強化およびコンプライアンス経営の推進について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 7 | 長野 寛之（ながの ひろゆき）（1955年10月20日生）

■所有する当社株式の数
700株

再任 | 社外 | 独立

略歴ならびに当社における地位および担当

1978年４月	松下電器産業株式会社入社（現　パナソニックホールディングス株式会社）
2009年４月	パナソニックプラズマディスプレイ株式会社代表取締役社長
2012年４月	大阪大学大学院　工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻特任教授
2013年４月	兵庫県立大学　産学連携・研究推進機構教授
2016年６月	エスペック株式会社　社外取締役
2020年６月	当社社外取締役（非常勤） （現在に至る）
2021年４月	兵庫県立大学　産学連携・研究推進機構　特任教授 （現在に至る）

重要な兼職の状況

兵庫県立大学　産学連携・研究推進機構　特任教授

選任の理由および期待される役割の概要

会社の経営や社外取締役の経験から、会社経営の監督機能強化および技術面から見た事業運営について専門的な立場から助言等いただくことを期待したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 株式会社神戸製鋼所は、当社の特定関係事業者（親会社）であり、同社の業務執行者である候補者および過去10年間に業務執行者であった候補者の同社における地位および担当は略歴に記載のとおりであります。
3. 宮島哲也、長野寛之の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は宮島哲也、長野寛之の両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は宮島哲也、長野寛之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、当社は宮島哲也氏が所属する梶谷綜合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、当社が直前事業年度に同所に支払った報酬額は僅少であるため、同氏の独立性に問題はないと判断しております。
7. 宮島哲也氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって７年であります。
8. 長野寛之氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって３年であります。

なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

2022年６月28日開催の第97回定時株主総会において補欠監査役に選任された濵村和則氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

春山（はるやま） 直輝（なおき）（1964年４月16日生）

■所有する当社株式の数
0株

略歴

1990年10月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入所	2007年５月	あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）社員（現パートナー）
1993年３月	公認会計士登録	2022年６月	同法人退職
2004年４月	金融庁　公認会計士・監査審査会　公認会計士監査検査官	2022年７月	春山公認会計士事務所所長（現在に至る）

重要な兼職の状況

春山公認会計士事務所所長

選任の理由

直接経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として長年監査法人に勤めた経験と知識を持ち、当社の業務執行に対する監査業務を適切に遂行して頂けると判断したことから、補欠の社外監査役候補者といたしました。

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 春山直輝氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 春山直輝氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。春山直輝氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

（ご参考）取締役選任議案をご承認いただいた場合の役員体制及び各役員の主な経験

氏名		取締役・監査役選任議案承認後の地位	社外独立役員	企画・事業管理	営業・マーケティング	技術開発・設備技術・製造	財務・会計	法務	他業種知見
小椋　大輔	業務執行	代表取締役社長		○		○			
下野　茂治		取締役専務執行役員		○		○			
小野寺　謙司		取締役常務執行役員		○	○				
村越　久人		取締役常務執行役員		○			○		○
三枝　功	非業務執行	非常勤取締役		○			○		
宮島　哲也		非常勤取締役	社外独立					○	○
長野　寛之		非常勤取締役	社外独立	○		○			○
久留島　靖章		常勤監査役		○	○	○			
髙尾　和一郎		非常勤監査役	社外独立					○	○
谷川　通隆		非常勤監査役	社外	○			○		○

※各人が有する全ての知見を表すものではありません。

事　業　報　告

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響があったものの、徐々に経済活動の制限が緩和され、景気は持ち直しの兆しが見られました。一方で、ウクライナ情勢の長期化や円安による原燃料の市況上昇、部品調達難による生産活動の停滞などが継続しました。

こうした経済環境の中、当社グループにおいては原燃料価格の市況上昇に対して販売価格の改善やコストダウンに取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高445億５千１百万円(前期比6.8％増)、営業利益８億２千１百万円(前期比54.9％増)、経常利益８億６千６百万円(前期比48.4％増)となりました。一方、子会社である高周波精密株式会社の事業整理損を特別損失に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は１億５千万円(前期は４億１千７百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

①　部門別の状況

〔特殊鋼部門〕

工具鋼、特殊合金、軸受鋼等の各製品分野での売上数量が減少したものの販売価格の改善等により、当連結会計年度の売上高は323億４千３百万円（前期比5.9％増）となりました。損益面では、原燃料等の市況の上昇の影響があったものの、販売価格の改善、在庫影響等から、営業利益は９億２千９百万円（前期比81.0％増）となりました。

〔鋳鉄部門〕

産業機械向け、トラック等の商用車向けの売上数量が減少したものの販売価格の改善等により、当連結会計年度の売上高は108億４千７百万円（前期比12.0％増）となりました。損益面では、販売数量の減少、原燃料等の市況上昇の影響、固定費増加等があるものの販売価格の改善等により、営業利益は４千６百万円（前期比98.5％増）となりました。

〔金型・工具部門〕

自動車向け金型の売上高が減少し、当連結会計年度の売上高は13億６千万円（前期比8.5％減）となりました。損益面では、売上の減少により、１億５千４百万円の営業損失（前期は６百万円の営業損失）となりました。

② 部門別販売状況

（金額：百万円）

部門		前期・97期		当期・98期		増減率（％）
		販売金額	構成比(％)	販売金額	構成比(％)	
特殊鋼	工具鋼	11,638	27.9	12,468	28.0	7.1
	特殊合金	9,638	23.1	10,092	22.7	4.7
	軸受鋼他	9,268	22.2	9,782	22.0	5.5
小計		30,545	73.2	32,343	72.7	5.9
鋳鉄		9,683	23.2	10,847	24.3	12.0
金型・工具		1,486	3.6	1,360	3.0	△8.5
合計		41,714	100.0	44,551	100.0	6.8
(上記の内、輸出額)		(5,964)	(14.3)	(5,655)	(12.7)	(△5.2)

⑵ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く需要環境は経済活動の正常化に伴い改善が進むものと想定される一方、原燃料価格やエネルギーコストの上昇やウクライナ情勢の及ぼす悪影響などが懸念され、不透明な状況が続くものと見込まれております。

こうした状況のもと、当社グループがこれまでと同様に社会に必要とされるために、以下に挙げる「品質」「納期」「コスト」「新製品開発」に関する諸課題に対応してまいります。

また、中長期的には、自動車産業におけるＥＶ（電気自動車）化が進展することが予想され、当社グループを取り巻く市場規模や製品構成は大きく変化していくものと考えられますが、「少量多品種」対応という当社グループの最大の特長をさらに活かすべく、神戸製鋼グループ各社との連携による効率的な生産体制の再構築についても、あるべき姿を検討してまいります。

なお、セグメント別の重点施策は次のとおりであります。

①特殊鋼部門

ア　高付加価値製品を中心とした販売量の確保

〔工具鋼分野〕

ダイス鋼、平鋼など

〔特殊合金分野〕

マルテンサイト系ステンレス鋼、耐熱鋼など

イ　品質管理体制の強化・品質改善

・テーマ毎に編成したチーム活動による取り組みの継続
・適切な指標管理による不良発生予防
・操業管理の定量化と記録の徹底による操業再現性の向上
・操業実績の定量的解析による品質不良の原因究明と操業改善の継続
・品質安定に重点を置いた操業技術の確立

ウ　コスト競争力の強化

・品質管理強化および操業改善による歩留まり・原単位の向上
・省エネ活動の取り組み強化による原単位の向上（電気炉、圧延加熱炉など）
・省力化投資の実施による生産性の向上

エ　技術開発の推進

・「少量多品種」生産の特長を活かした、お客様のニーズに合致する製品群の創出
（EV化・脱炭素化に対応した新規材料、高耐食軸受鋼など）

オ　原料市況、エネルギー価格の変動に応じた販売価格へのタイムリーな転嫁

②鋳鉄部門

ア　最適な物量の確保

・生産性を含めた高採算品種の受注拡大

イ　品質の向上と安定化

・操業管理データの活用による品質解析と改善

ウ　生産性の向上
・製造のネック工程の解消
・鋳仕上工程の機械化
エ　原料市況に応じた販売価格へのタイムリーな転嫁

気候変動が社会に与える影響は大きく、当社としても取り組むべき重要な社会問題と捉えています。気候変動がもたらす事業へのリスクと機会について、分析と対応を一層強化し、関連情報の開示を推進していくとともに、2050年の脱炭素社会実現に貢献する取り組みを進めてまいります。

具体的には、日本政府のカーボンニュートラル宣言を受け、当社環境管理委員会でCO_2排出削減レベルを考慮し、Scope1・2において「2030年度に46％削減（2013年度比）」「2050年にカーボンニュートラルを目指す」の目標を設定し、取締役会で審議・決定いたしました。

気候変動に関する重要事項は、環境管理委員会にて諸問題・課題の審議を行います。取締役会は定期的に報告を受け、重要事項の審議を行います。

また、「KOBELCOの3つの約束と6つの誓い」を念頭に置き、コンプライアンス意識の醸成を図りながら、安全活動、環境保全、防災対策、リスクマネジメント体制の強化を進めます。また、当社グループが持続的に成長を続けていくために、組織の活性化による明るい風土作りや人材確保と育成に注力してまいります。

株主の皆様には今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑶ 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第95期 (2019年度)	第96期 (2020年度)	第97期 (2021年度)	第98期 (2022年度) (当連結会計年度)
売上高	37,287 百万円	31,516 百万円	41,714 百万円	44,551 百万円
経常利益又は経常損失（△）	62 百万円	△1,763 百万円	583 百万円	866 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）	△49 百万円	△6,445 百万円	417 百万円	△150 百万円
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	△3.36 円	△439.80 円	28.50 円	△10.30 円
総資産	47,222 百万円	37,345 百万円	39,335 百万円	41,998 百万円
純資産	21,202 百万円	14,843 百万円	15,259 百万円	15,136 百万円

② 当社の財産および損益の状況

区　　分	第95期 (2019年度)	第96期 (2020年度)	第97期 (2021年度)	第98期 (2022年度) (当　期)
売上高	24,327 百万円	20,085 百万円	27,794 百万円	30,039 百万円
経常利益又は経常損失（△）	180 百万円	△1,452 百万円	505 百万円	917 百万円
当期純利益又は当期純損失（△）	245 百万円	△6,106 百万円	66 百万円	798 百万円
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	16.76 円	△416.65 円	4.55 円	54.46 円
総資産	38,658 百万円	29,041 百万円	30,822 百万円	33,092 百万円
純資産	19,966 百万円	13,952 百万円	14,006 百万円	14,807 百万円

⑷ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は５億５千万円であり、その内訳は通常の維持更新に関する設備投資であります。

⑸ 資金調達の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資資金は、自己資金および借入金により充当いたしました。当企業集団において増資、社債発行等による資金調達はありません。

⑹ 主要な事業内容（2023年３月31日現在）

特殊鋼部門　　：工具鋼、特殊合金及び軸受鋼製品（鋼線・線材・棒材・鍛鋼品・二次加工品等）の製造・販売
鋳鉄部門　　：自動車部品や建設機械・産業機械部品等の特殊鋳物製品の製造・販売
金型・工具部門：金型及び金型部品、各種切削工具等の製造・販売

⑺ 主要な営業所および工場（2023年３月31日現在）

特殊鋼部門	当社本社	：東京都千代田区岩本町一丁目10番５号
	支店	：大阪（大阪府大阪市）
		：名古屋（愛知県瀬戸市）
	製造所	：富山製造所（富山県射水市）
	㈱カムス	：本社工場（群馬県太田市）
		：瀬戸工場（愛知県瀬戸市）
鋳鉄部門	高周波鋳造㈱	：本社工場（青森県八戸市）
金型・工具部門	高周波精密㈱	：本社工場（千葉県市川市）

⑻ 従業員の状況（2023年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

部門の名称	従業員数	前期末比増減
特殊鋼	741名	△41名
鋳鉄	367名	+10名
金型・工具	94名	△13名
合計	1,202名	△44名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
509名	△14名	41歳４ヶ月	15年２ヶ月

（注）　上記従業員数には、出向者26名を含んでおりません。

⑼ 重要な親会社および子会社の状況（2023年３月31日現在）

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社神戸製鋼所で、同社は当社の株式を51.69%所有しております。同社からは原材料等を購入し、同社には特殊鋼製品等の販売を行うとともに、運転資金等の借入（短期借入金）を同社から行っております。

原材料等の購入については、市場の実勢価格をみて価格交渉の上、決定しております。

特殊鋼製品等の販売については、市場価格や総原価を勘案して価格交渉の上、決定しております。

短期借入金の利息については、市場金利をみて交渉の上、決定しております。

当社取締役会は、これらの取引は、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

また、同社からは取締役１名が就任しております。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
高周波鋳造株式会社	400百万円	100 %	鋳鉄製品の製造・販売
高周波精密株式会社	400	100	金型、工具、機械部品等の製造・販売
株式会社カムス	300	100	各種鋼材の加工・販売、金属の熱処理・表面処理
エヌケイ精工株式会社	80	100	金属の熱処理および各種加工、鍛造品の製造・販売
麦卡発商貿(上海)有限公司	800千元	100	鋼材、合金材料、金属製品の卸売・輸出入・アフターサービス
株式会社東北コアセンター	10百万円	(100)	鋳物用中子の製造、鋳鉄製品の加工

（注） 麦卡発商貿(上海)有限公司を除く上記の重要な子会社は、連結対象子会社であります。なお、株式会社東北コアセンターは高周波鋳造株式会社を通じての間接子会社であり、括弧内は間接子会社としての議決権比率を示しております。

⑽ 当社の主要な借入先および借入額（2023年３月31日現在）

借　入　先	借入金残高
株式会社神戸製鋼所	8,540 百万円

⑾ その他企業集団の現況に関する重要な事項

2023年4月21日開催の当社の取締役会において、当社の連結子会社である高周波精密株式会社は、同社が標準切削工具及び標準金型部品事業に関して有する権利義務を、当社の連結子会社である株式会社カムスに会社分割により承継させることと決議しました。

なお、本会社分割に関する詳細は連結計算書類の連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載の通りであります。

2．当社の概況（2023年３月31日現在）

⑴ 株式に関する事項

① 発行可能株式総数　24,000,000株

② 発行済株式の総数　14,654,902株

（自己株式32,715株を除く）

（注）自己株式については失念株式100株が含まれております。

③ 株主数　8,716名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社神戸製鋼所	7,575千株	51.69%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	533	3.64
浅井産業株式会社	271	1.85
立花証券株式会社	200	1.36
株式会社オカイチ	120	0.81
加藤一康	119	0.81
林良策	118	0.80
豊田通商株式会社	110	0.75
垂水邦明	76	0.52
瀬川順司	68	0.46

（注）持株比率は自己株式(32千株)を控除して計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2023年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	藤井 晃二	
取締役常務執行役員	定村 剛	富山製造所長 エヌケイ精工株式会社　代表取締役社長（非常勤）
取締役常務執行役員	小野寺 謙司	営業本部長（兼）大阪支店長 高周波精密株式会社　取締役（非常勤） 株式会社カムス　取締役(非常勤) 麦卡発商貿（上海）有限公司　董事長（非常勤）
取締役常務執行役員	村越 久人	グループコンプライアンスの担当、監査室の担当および総務企画本部長（兼）同本部管理部長 高周波鋳造株式会社　監査役（非常勤）
取締役(非常勤)	三枝 功	株式会社神戸製鋼所　鉄鋼アルミ事業部門企画管理部　統括グループ長
社外取締役(非常勤)	宮島 哲也	梶谷綜合法律事務所　パートナー弁護士 日本調理機株式会社　社外取締役監査等委員
社外取締役(非常勤)	長野 寛之	兵庫県立大学　産学連携・研究推進機構特任教授
監査役(常勤)	久留島 靖章	高周波精密株式会社　監査役（非常勤） 株式会社カムス　監査役（非常勤）
社外監査役(非常勤)	髙尾 和一郎	永沢総合法律事務所　パートナー弁護士 再就職等監視委員会　再就職等監察官（内閣府・非常勤）
社外監査役(非常勤)	谷川 通隆	

（注）1. 取締役　宮島哲也、長野寛之の両氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役　髙尾和一郎、谷川通隆の両氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役　宮島哲也、長野寛之の両氏および監査役　髙尾和一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役　谷川通隆氏は、過去に親会社である株式会社神戸製鋼所の経理部門および特定関係事業者（親会社の子会社）であるコベルコ建機株式会社の財務部門において、長年にわたり業務に携わっており、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 事業年度中に退任した役員は次のとおりであります。

退任時の地位	氏　　名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任年月日
取締役（非常勤）	寶田　澄和	株式会社神戸製鋼所　執行役員 鉄鋼アルミ事業部門原料部の担当、同企画管理部長	2022年６月28日 任期満了による退任
社外監査役（非常勤）	小原　孝秀		2022年６月28日 任期満了による退任

6. 2023年４月１日付の取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

地　　位	氏　　名	異動後の担当および重要な兼職の状況
取締役 専務執行役員	定村　　剛	鋳物事業の担当 高周波鋳造株式会社　専務取締役

7. 当社と取締役　宮島哲也、長野寛之の両氏および各監査役は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。
8. 当社は保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

② 取締役及び監査役の報酬等

ア 役員報酬等の内容決定に関する方針等

当社は、2021年２月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が当該決定方針と整合していることを確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績面での結果責任を明確にし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう利益水準に応じて変動するとともに、各役位を踏まえた適正な水準の報酬体系とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬と業績に応じた業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役や非業務執行取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて他社水準、当社の規模、従業員給与の水準、常勤・非常勤の別、役員兼務の状況等を考慮しながら総合的に勘案し、独立社外取締役の助言を踏まえて決定するものとする。

3. 業績連動報酬（金銭報酬）の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前年度の当社経常損益に応じて算出された額を月例の報酬として支給する。目標となる金額等については、中期経営計画等を基に設定し、適宜、環境の変化に応じて独立社外取締役の助言を踏まえて見直しを行うものとする。

具体的には、当社の事業規模や業績水準及び役位、職責、従業員給与の水準等を総合的に勘案して設定した役位ごとの基準報酬額を、一定範囲の基準利益を設けた上で、前年度利益がその基準利益を超えた場合は、その水準に応じて一定の比率（2%～10%）で増額させ、逆に下回る場合は一定（△5%）以上の比率で減額して、業績連動報酬として支給する。

4. 基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合については、次の表のとおりとする。

○基本報酬と業績連動報酬の基準比率

役　　位	基本報酬	業績連動報酬	備　　考
代表取締役社長	3%	97%	業績が基準利益を上回る場合は業績連動報酬の基準報酬額を2～10%で増額、下回る場合は△5%以上減額する。
取締役専務執行役員	4%	96%	
取締役常務執行役員	5%	95%	
取締役執行役員	6%	94%	
非業務執行取締役	100%	0%	

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬については、代表取締役社長が上記各種方針及び独立社外取締役の助言を踏まえて取締役会に提案し、取締役会の決議を以って決定するものとする。

イ　当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	人数	報酬毎の総額	報酬毎の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬
取　締　役 (内 社 外 取 締 役)	6名 (2名)	109,020千円 (9,600千円)	14,400千円 (9,600千円)	94,620千円 (-)
監　査　役 (内 社 外 監 査 役)	4名 (3名)	28,290千円 (8,880千円)	28,290千円 (8,880千円)	- (-)
合　計 (内 社 外 役 員)	10名 (5名)	137,310千円 (18,480千円)	42,690千円 (18,480千円)	94,620千円 (-)

(注) 1. 上記の取締役の員数が当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、2022年6月28日開催第97回定時株主総会終結の時をもって退任した無報酬の取締役1名及びその他無報酬の取締役1名を除いているためであります。

2. 業績連動報酬にかかる業績指標は、前年度の一定範囲の経常利益（1,000百万円～1,600百万円）を基準利益として設定しております。なお、前年度の実績は583百万円の経常利益であります。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。基準報酬額は、当社の事業規模や業績水準及び役位、職責、従業員給与の水準等を総合的に勘案して役位ごとに設定しております。

3. 取締役の報酬限度額は、1990年6月28日開催の第65回定時株主総会において、年額245百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。

4. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第69回定時株主総会において、年額44百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

⑶ 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役宮島哲也氏は、梶谷綜合法律事務所のパートナー弁護士および日本調理機株式会社の社外取締役監査等委員であります。当社は梶谷綜合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、当社からの支払い報酬は同事務所の規模に比して僅少であり、社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はありません。日本調理機株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

・社外取締役長野寛之氏は、兵庫県立大学　産学連携・研究推進機構特任教授であります。同大学と当社との間には特別な関係はありません。

・社外監査役髙尾和一郎氏は、永沢総合法律事務所のパートナー弁護士および再就職等監視委員会再就職等監察官（内閣府・非常勤）であります。永沢総合法律事務所および再就職等監視委員会と当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役　宮島　哲也	取締役会は18回開催中16回出席し、主に弁護士として培った経験・見識から積極的に意見を述べております。特に会社経営の監督機能強化およびコンプライアンス経営等について専門的な立場から助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役　長野　寛之	取締役会は18回開催中18回出席し、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から積極的に意見を述べております。特に会社経営の監督機能強化および技術面から見た事業運営について専門的な立場から助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
社外監査役　髙尾和一郎	取締役会は18回開催中18回出席し、監査役会は14回開催中14回出席いたしました。取締役会においては、弁護士として培われた高度な専門知識の観点から、取締役の職務が適正に執行されるよう発言を行っております。また、監査役会においては、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役　谷川　通隆	取締役会は監査役就任後14回開催中14回出席し、監査役会は監査役就任後10回開催中10回出席いたしました。取締役会においては、長年にわたる財務・経理業務の経験をもとに、客観的な視点から当社経営への助言や取締役の職務が適正に執行されるよう発言を行っております。また、監査役会においては、適宜必要な発言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

区　　分	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	49百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由

会計監査人である有限責任あずさ監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号記載のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

3．会社の業務の適正を確保するための体制および運用状況

（1）会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を、以下のとおり定めております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア　会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令定款遵守の体制の確立に努める。

イ　法令等を遵守した行動をとるための基本方針として「KOBELCOの3つの約束と6つの誓い」を定めるとともに、具体的なコンプライアンス活動の基本的な事項として「コンプライアンス規程」を定め、その周知徹底と遵守の推進を図る。

ウ　会社内に、取締役会の助言機関として外部委員を入れた「コンプライアンス委員会」を設置する。

エ　「KOBELCOの3つの約束と6つの誓い」や法令定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為などの情報が経営者に正しく伝わる制度（内部通報制度、コンプライアンスほっとライン）により、通報者の保護を図るとともに透明性を維持した的確な対処の体制を整備する。

② 財務報告の適正性確保のための体制整備

「財務報告に係る内部統制基本規程」に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ア　取締役会および「経営会議」等重要事項を審議する会議体における議事の経過の要領およびその結果については、法令および社内規程の定めるところに従って議事録を作成し、適切に保存・管理する。

イ　重要事項に係る決裁書等、職務の執行にかかわる重要な文書等については、適切に作成・保存・管理する。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を制定し、同規程に従って会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、リスクを網羅的・統括的に管理し、必要に応じ適切な会議体において確認評価し、その対処方針を審議・決定する。

⑤　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア　2020年６月から執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行の機能を分離した。

イ　社内規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。

⑥　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア　子会社の経営については「関係会社管理規程」に従い、その自主性を尊重しつつ、重要な意思決定に際しては当社主管部門・本社部門と協議､重要事項の報告などが行なわれる体制を整備するとともに、一定金額を超える設備投資や財産処分行為他については、当社の取締役会または「連結経営会議」における承認を要求することで、グループ一体運営を図ることとする。

イ　子会社に対して、適宜取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理・監督する。

ウ　当社および子会社は、各社の「リスク管理規程」に従い、会社を取り巻くリスクを把握して評価を行い、適切な予防保全策を立案・実行する統制活動（リスク管理活動）を推進する。

エ　当社「コンプライアンス委員会」をグループ企業全体のコンプライアンスの助言機関とし、同時に子会社は、それぞれ業務の適正の確保に必要なコンプライアンス体制を整備する。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務遂行を補助するための使用人を監査室に置く。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性ならびに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア　当該使用人の人事異動および業績評価については、監査役と事前に協議する。

イ　当該使用人は「監査役監査規程」に従い、監査役の指示を受けて監査役監査に係る補助業務等を行なう。なお、監査役監査に係る補助業務等の遂行にあたっては、取締役・執行役員および使用人はこれを妨げず、監査役の指示の実効性確保に協力する。

⑨　監査役への報告に関する体制

ア　取締役・執行役員、使用人および子会社の取締役、監査役、使用人ならびにこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令、定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれある事実を知ったときは、遅滞なく監査役または監査役会に報告する。

イ　取締役・執行役員、使用人および子会社の取締役、監査役、使用人は、監査役会および監査役から要請があった場合のほか、必要に応じて、職務の執行、コンプライアンスおよびリスク管理等の状況について、監査役または監査役会に報告する。

⑩　監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報システム」における内部通報者の不利益待遇の禁止と同様に、監査役に報告を行なった者が不利な取扱いを受けないことを「コンプライアンス規程」に定め、その周知徹底を図る。

⑪　監査役の職務の執行等について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の支払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。なお、監査役および監査役会は、職務上必要と認める費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア　代表取締役は、監査役と可能なかぎり会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。

イ　取締役会は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

（2）会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役の職務執行

当社は、取締役会を原則として月１回開催し、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っております。当連結会計年度については臨時を含めて18回開催しております。また、社外取締役は、取締役会に出席して適宜忌憚のない意見を述べ、経営の監視・監督に努め、職務の実効性を高めております。

さらに、事業戦略や業務執行に関わる重要事項を適切かつ効率的に審議する場として、代表取締役社長、執行役員および常勤監査役で構成される「経営会議」を開催し、自由・闊達な議論を行っております。同会議における審議事項は必要に応じて、取締役会に審議事項もしくは報告事項として上程しております。

② **コンプライアンス**

親会社である株式会社神戸製鋼所のコンプライアンスプログラムに基づいて法令遵守体制を整備し、その定着を図るためのe-ラーニング等による教育を実施するとともに、職場環境の改善を目的とした「語り合う場」の開催やコミュニケーション向上の活動に取り組みました。

社外取締役を中心とした委員が助言を行う機関である「コンプライアンス委員会」を１回開催いたしました。また、内部通報制度による通報が１件ありました。これらの案件については適切に対処しております。なお、コンプライアンスほっとラインによる相談案件はありませんでした。

③ **リスクの管理体制**

当社はグループ経営に重大な影響を及ぼす可能性がある様々なリスク事象を予め設定し、それぞれについてグループ一体となって発生防止の活動を行っております。「リスク管理規程」に基づくグループ全体の会議体を半期毎に計２回開催し、この活動状況を報告のうえ次期の活動計画について審議・決定いたしました。また、その結果を取締役会へ報告し、得られた助言を活動に反映しております。

④ **子会社の管理体制**

「関係会社管理規程」に基づき、当社主管部門が子会社の管理を合理的かつ効果的に行っております。また、子会社の重要事項は「連結経営会議」にて審議決裁するとともに、取締役会において経営状況についての報告を受けております。

⑤ **監査役の責務**

監査役は、監査役会を原則月１回開催して情報共有を行っております。当連結会計年度については臨時を含めて14回開催しております。また、内部監査の担当部署である監査室との緊密な連携を保ちつつ、内部監査の結果について報告を受けております。さらに、取締役会や「経営会議」等の重要な会議に出席し、必要な場合は意見を述べ、業務執行が適切に行われているかの確認および監査の実効性の向上を図っております。

監査役は、監査室との連携のみならず当社および子会社の代表取締役、取締役ならびに会計監査人との適宜な意見交換により、経営の健全化に努めております。

事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

（2023年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
資産の部	**41,998** 百万円	**負債の部**	**26,862** 百万円
流動資産	**27,734**	**流動負債**	**21,902**
現金及び預金	124	支払手形及び買掛金	3,859
預け金	603	電子記録債務	4,485
受取手形	1,787	短期借入金	9,752
売掛金	7,408	長期借入金(１年以内返済)	245
製品	3,793	未払金	179
仕掛品	6,133	未払費用	2,116
原材料及び貯蔵品	7,696	未払法人税等	98
その他	199	賞与引当金	446
貸倒引当金	△13	事業整理損失引当金	131
固定資産	**14,264**	営業外支払手形	137
有形固定資産	**12,230**	その他	449
建物及び構築物	2,365	**固定負債**	**4,960**
機械装置及び運搬具	4,178	長期借入金	105
土地	5,335	役員退職慰労引当金	128
建設仮勘定	111	退職給付に係る負債	3,648
その他	239	土地再評価に係る繰延税金負債	971
無形固定資産	**117**	その他	105
ソフトウエア	109	**純資産の部**	**15,136**
その他	8	**株主資本**	**13,034**
投資その他の資産	**1,916**	**資本金**	**12,721**
投資有価証券	830	**利益剰余金**	**352**
退職給付に係る資産	551	**自己株式**	**△39**
繰延税金資産	378	**その他の包括利益累計額**	**2,101**
その他	183	**その他有価証券評価差額金**	**148**
貸倒引当金	△28	**土地再評価差額金**	**2,202**
		退職給付に係る調整累計額	**△249**
資産合計	**41,998**	**負債・純資産 合計**	**41,998**

連結損益計算書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**44,551**
売上原価		**40,097**
売上総利益		**4,454**
販売費及び一般管理費		**3,632**
営業利益		**821**
営業外収益		
受取利息及び配当金	92	
受取賃貸料	16	
保険配当金	29	
その他の収益	33	172
営業外費用		
支払利息	103	
売上債権売却損	13	
その他の費用	11	127
経常利益		**866**
特別利益		
投資有価証券売却益	25	25
特別損失		
固定資産処分損	41	
事業整理損	912	954
税金等調整前当期純損失		**△63**
法人税、住民税及び事業税	**29**	
法人税等調整額	**58**	**87**
当期純損失		**△150**
親会社株主に帰属する当期純損失		**△150**

連結株主資本等変動計算書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,721	503	△39	13,185
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失		△150		△150
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	△150	△0	△150
当期末残高	12,721	352	△39	13,034

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	148	2,202	△277	2,073	15,259
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失					△150
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	－	28	28	28
当期変動額合計	0	－	28	28	△122
当期末残高	148	2,202	△249	2,101	15,136

貸借対照表

（2023年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
資産の部	**33,092** 百万円	**負債の部**	**18,285** 百万円
流動資産	**21,555**	**流動負債**	**16,046**
現金及び預金	78	支払手形	162
預け金	350	買掛金	2,571
受取手形	490	電子記録債務	3,114
売掛金	6,523	短期借入金	8,540
製品	1,639	リース債務	7
仕掛品	5,689	未払金	106
原材料及び貯蔵品	6,616	未払費用	930
前払費用	56	未払法人税等	63
未収入金	80	未払消費税等	177
その他	42	賞与引当金	237
貸倒引当金	△12	その他	133
固定資産	**11,536**	**固定負債**	**2,239**
有形固定資産	**8,394**	退職給付引当金	1,623
建物	937	土地再評価に係る繰延税金負債	574
構築物	276	リース債務	5
機械及び装置	3,007	資産除去債務	35
車輌及び運搬具	10		
工具器具及び備品	138		
土地	3,930		
建設仮勘定	92		
無形固定資産	**78**	**純資産の部**	**14,807**
施設利用権	2	**株主資本**	**13,552**
ソフトウエア	76	**資本金**	**12,721**
投資その他の資産	**3,062**	**利益剰余金**	**870**
投資有価証券	793	その他利益剰余金	870
関係会社株式	1,359	繰越利益剰余金	870
出資金	1	**自己株式**	**△39**
関係会社出資金	9	**評価・換算差額等**	**1,254**
前払年金費用	618	**その他有価証券評価差額金**	**149**
繰延税金資産	185	**土地再評価差額金**	**1,105**
その他	114		
貸倒引当金	△18		
資産合計	**33,092**	**負債・純資産合計**	**33,092**

損益計算書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**30,039**
売上原価		**27,567**
売上総利益		**2,471**
販売費及び一般管理費		**1,643**
営業利益		**827**
営業外収益		
受取利息及び配当金	90	
受取賃貸料	109	
保険配当金	29	
その他の収益	26	256
営業外費用		
支払利息	87	
貸与資産減価償却費	51	
その他の費用	27	166
経常利益		**917**
特別利益		
投資有価証券売却益	25	25
特別損失		
固定資産処分損	39	39
税引前当期純利益		**903**
法人税、住民税及び事業税	**38**	
法人税等調整額	**66**	**104**
当期純利益		**798**

株主資本等変動計算書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	12,721	72	72	△39	12,754
当期変動額					
当期純利益		798	798		798
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	798	798	△0	798
当期末残高	12,721	870	870	△39	13,552

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	146	1,105	1,252	14,006
当期変動額				
当期純利益				798
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2	－	2	2
当期変動額合計	2	－	2	800
当期末残高	149	1,105	1,254	14,807

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2023年５月14日

日本高周波鋼業株式会社
　取 締 役 会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永　井　　勝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石　井　伸　幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　島　久　木

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本高周波鋼業株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本高周波鋼業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するた

めに、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2023年５月14日

日本高周波鋼業株式会社
　取 締 役 会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永　井　　勝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石　井　伸　幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　島　久　木

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本高周波鋼業株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。それらをもとに会計監査人の評価表を策定し、監査状況について検証しました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

日本高周波鋼業株式会社　監査役会

常勤監査役　久留島　靖　章　㊞

社外監査役　髙　尾　和一郎　㊞

社外監査役　谷　川　通　隆　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区岩本町一丁目10番５号
ＴＭＭビル　８階
日本高周波鋼業株式会社　会議室
TEL 03-5687-6023

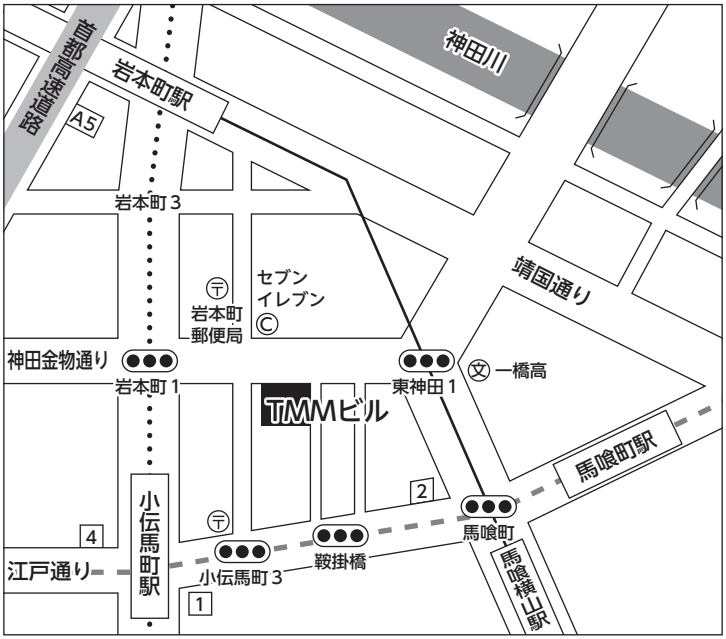

Ｊ　Ｒ　総武線快速 馬喰町駅（２番出口）徒歩７分
地下鉄　都営新宿線 馬喰横山駅（２番出口）徒歩７分
地下鉄　都営新宿線 岩本町駅（Ａ５出口）徒歩８分
地下鉄　東京メトロ 日比谷線 小伝馬町駅（1番出口・4番出口）徒歩６分

駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。